

孤独・孤立 対策推進法が成立

コロナ禍で孤独・孤立に悩む人の問題が顕在化するなかで、「孤独・孤立対策推進法案」が、2023（令和5）年5月31日に成立しました。同法は、国の責務、孤独・孤立対策の重点計画の作成等を定めるほか、地方自治体には、対策に取り組むNPO法人等の関係機関で構成される「孤独・孤立対策地域協議会」を設ける努力義務を課しています。先進的に取り組んでいる地方自治体の事例をみながら、支援を行う事業者等に求められる役割を考えます。

コロナ禍をきっかけに 孤独・孤立の問題が顕在化

我が国においては2000（平成12）年以降、グローバルゼーションが進むなか、それまで定着していた終身雇用、年功賃金や新卒一括採用等に基づく日本型雇用慣行が変化し、パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者が増加

するなど、雇用環境が大きく変化してきた。また、インターネットの普及等に伴う情報通信社会の急速な進展等により、国民の生活環境やライフスタイルは急速に変化してきた。さらに、人口減少、少子高齢化、核家族化、未婚化・晩婚化等を背景として、单身世帯や単身高齢者の増加等の社会環境の劇的な変化が進み、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人の関係性や「つながり」は、希薄化の一途をたどってきた。

このような雇用環境・生活環境や家族・地域社会の変化は、職場内・家庭内・地域内において人々が関わりあいをもちることによって問題を共有しつつ相互に支えあう機会の減少をもたらし、「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へと変化してきたと考えられる。

そうしたなか、2020（令和2）年1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染者が確認され、緊急事態宣言の発出による飲食店等に対する休業要請や感染拡大防止対策、外出自粛要請が行われて以降、人々の生活は一変した。休業者の増加だけでなく、それまで

増加傾向であった就業者数は女性の非正規雇用労働者を中心に大きく減少し、就業者の給与水準は減少傾向となった。このような状況の結果として、生活の困窮をはじめとした生活に関するさまざまな不安や悩みを抱える人が増え、相談支援機関への相談件数の増加等が生じることとなった。

また、感染拡大防止措置の影響により、これまで行政機関やNPO、社会福祉法人等（以下、NPO等）が各地域で提供してきた、地域の子どもや高齢者等の交流・見守りや支えあいのある場、あるいは相談支援を受ける機会等が失われたほか、それらの提供主体の場においても、直接や対面でのコミュニケーションを行いながらの支援が必要な人の利用休止や手法の変更等を余儀なくされることとなった。

さらに、外出自粛の影響により、人々が自宅で家族とともに過ごす時間が増加したことは、家族の親密化をもたらし一方で、もともと折り合いのよくなかった家族にとっては家族関係の悪化が生じ、閉塞感を感じる人も少なからず存在したことが見込まれる。



これらのことは、自殺者数（2020（令和2）年）の総数が前年比912人増の2万1081人（うち女性は7026人で前年比935人増、児童生徒は499人で前年比100人増で過去最多）となり11年ぶりに対前年比で増加したこと、DV相談件数は2020（令和2）年度で18万2188件（前年度比6万2912件増）となったこと、児童相談所における児童虐待相談対応件数は2020（令和2）年度で20万5044件（前年度比1万1264件増）となったこと、小・中学校における長期欠席者のうち不登校児童生徒は2020（令和2）年度で19万6127人（前年度比1万4855人増）となったこと等の要因の一つとも考えられる。

我が国の社会生活を一変させた新型コロナウイルスウィルス感染拡大は、すでに社会に内在していた孤独・孤立の問題を顕在化させ、あるいは一層深刻化させる契機になったといえる。

孤独・孤立対策担当大臣を任命し さまざまな取り組みを開始

このような状況を受けて、政府は2021（令和3）年2月に孤独・孤立対策担当大臣を指名して同大臣が司令塔となり、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を立ち上げ、一丸となって対策に取り組むこととした。

具体的には、2021（令和3）年3月以降、全省庁の副大臣で構成する「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」および「孤独・孤立対策推進会議」の定期的な開催、生活支

援や自殺防止対策等の孤独・孤立対策に取り組むNPO等に対する約60億円の緊急支援、孤独・孤立対策の立案に活かすための「孤独・孤立に関するフォーラム」の開催（計10回）等を行った。

同年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、孤独・孤立対策の基本的な方向性が盛り込まれるとともに、関連する分野・施策との連携に留意しつつ、孤独・孤立対策の重点計画を取りまとめることとした。

また、同年9月には、全国的にNPO等支援を行う中間支援団体、分野ごとの全国団体等が集まり、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」(以下、プラットフォーム)の設置に向けた準備会合を開催。その後2回の会合を経て、2022（令和4）年2月にプラットフォームを設立した。プラットフォームは、孤独・孤立対策に取り組む多様なNPO等支援組織間の連携および官民連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取り組みの推進につなげることを目的としている。2023（令和5）年9月1日時点で、482団体（孤独・孤立対策に取り組むNPO等支援団体、全国的に孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援を行う中間支援団体、各分野の全国団体、関係府省庁等）が会員となっている。

なお、プラットフォームについては、地方版も2022（令和4）年度から推進されており、住民に身近な地方公共団体においても官・民・NPO等の関係者が連携して孤独・孤立対策に取り組むことが求められている。

2022（令和4）年度から募集が行われており、2022（令和4）年度は29団体、2023（令和5）年度は9団体が増え、取り組みを開始している（図1）。

2022（令和4）年4月には、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査「人々のつながりに関する基礎調査」（2021（令和3）年12月実施）の調査結果を公表した。その内容をみると、直接質問で、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4・5%であった一方で、孤独感が「決してない」と回答した人の割合は23・7%であり、残りの約8割の人には、程度の差はあるものの孤独感があることがうかがえた。また、間接質問（孤独という主観的な感情を間接的な

図1 地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業 取組状況

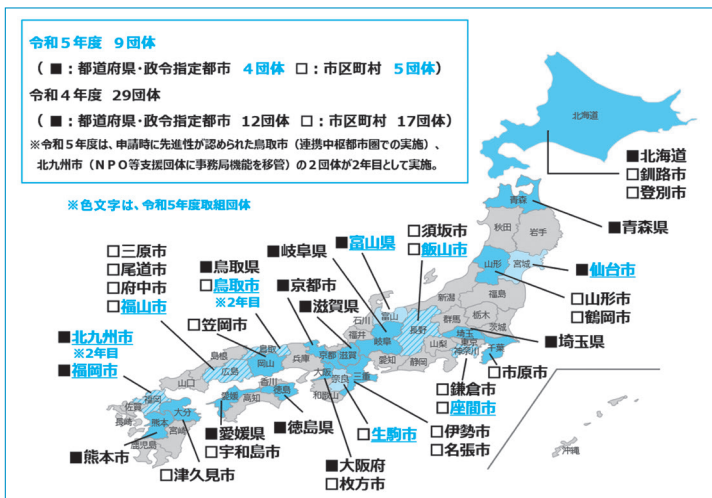


図1…内閣官房ホームページ「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」より



地域の医療ケアニーズに 複合施設で対応

— 滋賀県米原市・社会福祉法人ひだまり 近江拠点 —

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された滋賀県米原市の近江拠点を取りあげます。同拠点は、重症心身障害児者対応の放課後等デイサービス、生活介護、看護小規模多機能型居宅介護などを併設し、共生ケアに取り組んでいます。実践するケアの取り組みについて取材しました。

地域の福祉向上と 共生社会の実現を目指す

滋賀県米原市にある社会福祉法人ひだまりは、地域に根ざした高齢者福祉・障害福祉サービスを提供し、地域の福祉向上に貢献することに取り組んでいる。

同法人は、平成15年にNPO法人を設立し、民家改修型の高齢者デイサービスを開始したことに始まる。事業の立ち上げ後、看護師であった理事長の永田かおり氏が、重症心身障害児の母親から相談を受け、障害児の一時預かりを行ったことが障害福祉サービスを開始したきっかけとなった。その後、地域の支援ニーズに対応した高齢福祉・障害福祉事業を展開し、平成27年6月に社会福祉法人を設立。

現在は、米

原市内に本郷、一色、米原、近江の4つの拠点をめぐり、高齢者福祉事業では地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、通所介護、小規模多機能型居宅介護など、障害福祉事業では放課後等デイサービス、生活介護、短期入所、相談支援事業などを運営している。

令和3年に共生型サービスを行う複合施設を開設

同法人は、令和3年4月に近江拠点において、共生型サービスを行う施設を開設した。同施設は、重症心身障害児者対応の放課後等デイサービス、生活介護、短期入

施設の概要

社会福祉法人ひだまり 近江拠点

〒521-0082
滋賀県米原市能登瀬 1322-1
TEL 0749-54-3355
FAX 0749-54-3366
URL <https://hidamari-shiga.jp>

開設：令和3年4月
理事長：永田 かおり

併設施設：【近江拠点】放課後等デイサービス「青空ひだまり」（定員10人）、生活介護「大空ひだまり」（定員10人）、短期入所「星空ひだまり」（4室）、看護小規模多機能型居宅介護「笑みの家ひだまり」（定員29人）、訪問看護ステーション「ひだまり」、居宅介護支援事業所「居宅ひだまり」、相談支援事業所「虹色ひだまり」

法人施設：【本郷拠点】地域密着型特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護
【一色拠点】デイサービス、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、共用型デイサービス
【米原拠点】放課後等デイサービス、総合事業通所型サービス



所をはじめ、看護小規模多機能型居宅介護（以下、「看多機」）、訪問看護、居宅介護支援、障害者相談支援を併設した複合施設である。共生型の指定を受ける事で、スタッフが相互の事業所の業務を行うかたちで運営している。

共生型サービスを行う施設を開設した経緯について、永田理事長は次のように説明する。「米原市のある県北部エリアは、



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断りいたします。

続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949